

## 岩倉市児童扶養手当支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第4条に規定する児童扶養手当の支払について必要な事項を定めるものとする。

### (支払日)

第2条 法第7条第3項に規定する児童扶養手当の支払日は、その月の11日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支払日とする。

2 受給資格等で随時に支払うべきものについては、その都度支払うものとする。

### (支払方法)

第3条 手当の支払は、口座振替により行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成14年8月1日から実施する。